

河長監第61-2号  
平成28年11月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員  
村治 規行  
三島 克則

### 監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

#### 記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

第2 監査対象期間

平成27年度及び平成28年度（4月から監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成28年6月2日（木）から平成28年11月28日（月）まで

第4 監査対象団体所管部局

保健福祉部いきいき高齢・福祉課及び障がい福祉課

第5 監査項目及び手続き

財政的援助の決定は法令等に適合しているか、補助金等の交付目的は明確か、団体の事業が補助金の目的に沿って適切な執行をされているかの確認を行うものとする。

指定管理者として選定された事業者が、公の施設の管理を適切かつ公平、公正に行っているか、事業報告書等が基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか、指定管理者制度の目的を達成して

いるか等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、新日本有限責任監査法人に委託し、実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象団体の出納及び出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### 1 契約事務について

- ・ 随意契約の締結について改善を要するもの

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の経理規程によれば、契約の締結に際しては、予定価額が少額である場合や契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等の合理的な理由がある場合に、随意契約を締結することができるかとされていました。

しかし、清掃業務や施設保守等の委託業務に関する決裁文書を確認したところ、特段の理由が明確にされず、随意契約締結の決裁が行われていました。

現状の契約方法では、契約の透明性の確保及び競争性の確保が図れないリスクがあります。

社協は、業務の発注に際し、競争入札等を導入することを検討するとともに、随意契約については合理的な理由を明確としたうえで締結するよう改められたい。

#### 2 指定管理業務について

- (1) 指定管理業務の再委託手続について改善を要するもの

河内長野市立福祉センター錦溪苑（以下、「錦溪苑」という。）及び河内長野市立障がい者福祉センターあかみね（以下「あかみね」という。）は、社協が指定管理者として管理運営を行っていました。指定管理に関する本市と社協との基本協定書によれば、社協が管理業務の一部を第三者に実施させるに際しては、書面により社協が申請し、本市が承諾することとなっていました。

社協による上記の再委託の手続きを確認したところ、書面による

申請及び承諾が行われていましたが、申請書には社協が第三者に委託する予定の業務名が記載されているのみであり、実際にどのような第三者とどのような契約を行ったかに関する事後的な報告及び承諾が行われていませんでした。

書面による申請及び承諾が求められた趣旨は、委託業者の選定、契約の締結及び委託料の支払い等について河内長野市に準じた取扱いを行い、透明性を担保すること及び第三者への委託範囲が指定管理業務の大半を占め、指定管理者制度導入の目的が阻害されることを防ぐことにあります。

指定管理に関する基本協定書に、第三者に業務を委託する場合に書面での申請及び承諾を求めた趣旨を踏まえ、委託先及び委託金額についても事後的に報告及び確認を実施するよう改められたい。

#### (2) 人件費の精算について改善を要するもの

錦溪苑及びあかみねの指定管理に関する基本協定書及び年度協定書によれば、人件費に係る指定管理料は、協定書及び年度協定書で定められた指定管理料を上限とし、実際に要した人件費との差額を精算することになっていたため、年度毎に実際に指定管理料の精算が行われていました。

しかしながら、協定書及び年度協定書では人件費の範囲（退職金積立金の拠出及び超過勤務手当等の取扱い）が明確となっておらず、年度ごとに、人件費に係る指定管理料の精算が行われていました。

現状の協定書及び年度協定書に基づく人件費の精算方法では、指定管理料が適正な額であるか確認できない状況です。協定書において精算されるべき人件費の範囲を明確にしたうえで、指定管理料を適切に精算するよう改められたい。

#### (3) 人件費の精算について改善を要するもの

指定管理料の精算の対象となっていたあかみねの人件費を確認したところ、A職員は、社協のあかみねの事業を含む複数の事業に関与しているが、当該職員の人件費があかみねの人件費の精算に含まれていませんでした。

現状の精算の方法では、人件費の精算が適切に行われておらず、指定管理料が適正な額であるか確認できない状況でした。指定管理料の精算において、複数の事業に関与する職員の人件費については、社協にて合理的な人件費の配分方法を定めたうえで人件費の精算

を行うよう改められたい。

### 3 補助金に関する事務について

- ・補助金の事務手続について改善を要するもの

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会事業補助金の交付要綱によれば、当該事業に関する実績を本市に報告することになっていました。しかし、総事業費の報告について、実績ではなく補助金の上限額までのみを集計し、報告している費目がありました。

現状の実績報告では、本市が補助対象事業の規模実態を把握することが困難となり、また、補助金額が適切なものであるか判別できなくなるリスクがありました。

補助金の実績報告においては、補助対象事業の実態を適切に所管課が把握できるよう、補助金の上限にかかわらず、実際の事業費を報告するよう改められたい。

### 4 財産管理について

- ・備品の管理方法について改善を要するもの

あかみねの指定管理に関する基本協定書及び仕様書によると、社協は河内長野市物品管理規則等に基づいて、その管理に係る備品等を整理することとされていました。

本市からの貸与される指定管理業務に必要な備品について、備品一覧表は作成されていましたが、平成27年度においては、社協及び本市とも備品の所在を確認しておらず、既に廃棄された備品が備品一覧表に記載されているものもありました。

また、河内長野市においては、備品台帳にある管理ナンバーを記したシールを備品に貼り付けて管理することとなっていたようですが、本市から指定管理者に貸与している錦溪苑及びあかみねの備品について、管理シールが欠落しているものが多数見受けられました。

現状の管理方法では、本市及び社協の財産を区別することが困難であり、また、利用者又は職員による盗難や紛失があっても容易に判明しないリスクがありました。

備品の有高確認を改めて行うとともに、備品一覧表に記載されている備品の所在を確認した履歴を残す必要があります。また、現物の確認を行う際の特定を容易にするため、備品として管理すべきものについては、備品現物に、備品一覧表の管理ナンバーを記載等するよう改められたい。